

公益財団法人 公益法人協会

第49回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成30年9月28日(金) 16時～17時45分
- 2 開催された場所 エッサム神田ホール2号館8階「スカイルーム」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 11名
(出席) 太田達男、亀谷(黒田)かをり、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、田中皓、
鶴見和雄、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、早瀬昇、堀田力、山岡義典
注) 堀田理事は16時07分、岸本理事は16時30分、それぞれ第1号議案説明時に
着席した。
(欠席) 浦上節子、片山正夫、橋本大二郎、福原義春
(監事出席) 谷村啓、中田ちづ子、平川純子
- 5 議案等
 - 決議事項
第1号議案「『民間公益活動推進基金』の設置」に関する件
第2号議案「『西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金』支援金第1回配分先決定」の件
 - 報告事項
 - (1) 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」の開催
 - (2) 法制審信託法部会の検討状況
 - (3) 税制改正の状況
 - (4) 休眠預金をめぐる状況
 - (5) 「マスコミ懇談会」の開催
 - (6) 29年度前受金の一部明細の特定について
 - (7) 法人管理
 - (8) 平成30年6月以降の職務執行の状況
 - (9) その他
- 6 議事の経過及びその結果
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で鶴見常務理事より、理事総数15名中9名が出席(その後、第1号議案説明中に2名
が着席、出席理事は11名となった)、4名は欠席予定であること、したがって開催要件の定
足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同常務理事から本
会議の議事進行について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、中田監事、谷村
監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案「『民間公益活動推進基金』の設置」に関する件

雨宮理事長より、同議案について説明があった。説明によると、公益社団・財団法人に対して個人が現物資産を寄附した場合、国税庁長官の承認を得ることでみなし譲渡所得税が非課税となるが、この公益法人等に現物資産を寄附した場合の譲渡所得税非課税の特例について、平成30年度税制改正により、①承認にかかる特例（承認特例）の拡充、②特定買換資産の特例の創設が実現した。これにより、公益法人内に特定の要件を満たす「基金」を設け、当該「基金」に組み入れられた財産については、短期間で国税庁長官の承認を受けられることや、公益目的事業の用に直接供した期間に関わらず寄附資産を処分して別の資産を取得することなどが可能となる。本税制改正を受け、当協会が、この承認特例の「基金」として「民間公益活動推進基金」という名称の基金を設置し、行政庁への申請及びそれに必要な規程の設置他、一連の手続を実施することで、新しい制度への適用について知見をいち早く習得し、それらの知見を公開し、社会に還元することにより、他の公益法人を支援し寄附文化の醸成に貢献すると考えた。その仕組みの実際の構成は、新たに設置する「民間公益活動推進基金規程」で要件を定め、具体的な管理、運用は「同基金管理運用規則」で定めること、また、2つの規程設置に伴い、既存の「寄附金取扱規程」の一部改定を行う建付けとする。なお、要件の一つである「合議制の機関」は他の委員会等を設けず、理事会とする。今後、当協会にどの程度の現物寄附があるかは想定できないが、まず公益法人側が受入れのための箱を用意する必要がある。以上であった。

同議案について、意見及び次の質疑応答があった。

(山岡理事) 非常に分かりやすい仕組みで、特に公益法人になじみやすい制度だと思う。

ぜひとも第1号として器をつくり、その中身である現物寄附が早く入るようになるとよい。また、理事会が責任を持って決めるというのも、変な委員会をつくるより分かりやすい。モデルとして早く公益法人協会が開示するというのもよい。質問だが、1つの基金にいろいろな人からの寄附を一緒に入れることはできるのか。それとも、一人の遺産で1つの基金か。

(雨宮理事長) 基金は、複数の寄附を入れ込むことができると理解しているが、念のため行政庁に確認中である。

(早瀬理事) 社会福祉法人に係る不動産非課税特例では、寄附いただいたものを社会福祉事業に使わないといけないし、転売できないため実際使いづらい。

(雨宮理事長) 今回の特例措置では、不動産そのものを運用することはできない。買い替えは可能であるが。

(谷村監事) 買い替えと運用は、どう違うのか。

(雨宮理事長) 運用とは、貸して賃料を取ることである。

(谷村監事) 良い物件に入れ替えることは可能か。

(太田理事) 例えば不動産の寄附を受けた場合、公益法人協会は施設の運営事業を行っていないのでできないが、そのような事業を行っているところは、女性のためのシェルターとして使うこともよいし、老人の介護施設として使うこともよい。また、そ

れが高く売れてもっと効率的にお金を使うことができるなら売ってもよい。より効率的な財産に運用をしてもいい、という意味である。公益法人協会の場合は現場の事業を行っていないので、中間支援組織としての様々な研究活動等にお金を使っていくことになると思うが、現場の活動を行っているところは、無体財産権も含めて事業目的に沿って使うことができる。

(早瀬理事) 公益法人等とは、社会福祉法人を含んでいるのか、また認定NPOはどうか。

(雨宮理事長) NPO法人は、今回の対象にはされていない。そもそも今回の改正は学校法人がメインであり、そこに内閣府が動いて公益法人を押し込んだ形である。

(太田理事) 社会福祉法人、学校法人については、承認特例はすでに数年前からあり、われわれはそれにキャッチアップしたと思っている。

(早瀬理事) 昔、社会福祉法人である大阪ボランティア協会も藤井寺市の端の方にある土地の寄附を受ける話があったが、使えない土地で断念したことがあった。

(山岡理事) 今回の件は、特に美術館にとってはコレクションとしての美術品受贈に使える。

(太田理事) 美術館の場合は不可欠特定財産、すなわち美術品など代替不可能な財産として、すでに数年前に承認特例で限定的に認められていたが、今回これが拡大したことである。

(雨宮理事長) 公益法人の事業と、寄附に指定された使途が一致することが必要である。

(太田理事) コミュニティ財団にとっては、インパクトがある制度だと思う。広く実物資産を受け入れて、それを助成に充てる。コミュニティ基金や、ドナー・アドバイズ・ファンドを取り扱っているところにとっては、使い勝手のよい制度だと思う。

(高宮理事) ゼビ公益法人協会が率先して行い、いろいろな事例を積み重ねて欲しい。できれば実際の受入れを積極的に獲得し、他の公益法人をリードしていくべきだと思う。

(雨宮理事長) 皆様のご協力をお願いしたい。また、本案が承認後に軽微な変更が生じた場合は、理事長一任をしていただきたい。

審議の結果、一規程・一規則の設置及び一規程の改定について原案どおり出席理事全員一致で可決し、軽微な変更が生じた場合の対応は理事長提案のとおりとした。

第2号議案「『西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金』支援金第1回配分先決定」の件

鶴見常務理事より、「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」設定の経緯、配分委員会による助成先とその金額等について説明があった。説明によると、公益法人協会にとっては、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震に続き今回の応援基金の設置は通算3回目となる。6月28日から7月8日頃にかけて、西日本、特に岡山県、広島県、愛媛県で豪雨災害が発生したが、折しも鈴木副理事長が講演のため広島県に出張しており、現地のボランティアセンターでヒアリングを行ったが、本格的な現地調査のため7月26日から27日にかけて、鶴見常務理事及び長沼次長が広島県、岡山県を査察した。また、愛媛県については9月3日・4日、鶴見常務理事が査察した。今回は災害が甚大かつ広範囲であった

こと、また会員法人からの要請があったことから、理事会のみなし決議（8月17日成立）を経て募金を開始した。また、行政庁へ変更届を提出したが、内閣府からの助言もあり、今後発生する同様の激甚災害について包括的に、全国どこで発生しても支援可能な変更内容とした。このような経緯により基金の設定が可能となつたが、早期に支援の手を差し伸べるために、災害現場にて活動している団体とネットワークをもち、地元情報に精通している現地の中間支援団体との連携が有効と考え、（特活）ひろしまNPOセンター、（公財）みんなでつくる財団おかやま、（認定特活）ジャパン・プラットフォームと連携することとした。計7件の助成申請（広島2件、岡山1件、愛媛4件）があり、申請総額は329万2,000円であった。9月20日に配分委員会を開催し、規定による定足数4名が出席、欠席の2名からも配分決定に関する意思表示があり、一部について追加の質問をし回答を得ることを条件に、結果として7件すべてについて採択した。また、各委員からの質問については各県の中間支援団体からすでに回答を得ている。現地査察を通じて感じたことは、メディアで取り上げられたかどうかにより支援に大きな差が出ていることであり、当協会は支援の手が行き届いていないところへ支援をしたい。については議案説明書のとおり合計329万2,000円を配分助成し、また、当協会は被災現地連携団体の管理費分を除く29万3,873円を管理費に充てることについて承認願いたい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

(1) 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」の開催（鈴木副理事長）

報告によると、6月7日の理事会で同シンポジウムの概要について報告したが、12月4日にアイビーホールで開催するプログラム詳細が最終的に決定した。共催団体に（公財）助成財団センターのほか、（公財）さわやか福祉財団の協力を得たこと、テーマのサブタイトルを「一市民社会へのインパクトと今後の展望ー」としたこと、また、今回のシンポジウムの核になる改正要望は民間法制税制調査会で検討しており、それをベースにプログラムが組まれていること、大会宣言と絡めてマスコミに取り上げてもらえるよう対応したい、とのことであった。

(2) 法制審信託法部会の検討状況（鈴木副理事長）

報告によると、平成28年6月以降、公益信託法の見直し審議が始まり、「中間試案」発表、パブコメ実施を経て、この9月からはいよいよ要綱案のたたき台の審議が開始されている。今後11月までの間に3回ほど審議を行った後、12月に要綱案を取りまとめる予定であるが、その後、どのように通常国会に提出するかは未定である。

従来の案との差異としては、公益法人制度の規律を取り入れていることであり、公益目的事業（公益信託事務）の定義、役員（受託者、信託管理人）の欠格事由、認定（認可）取消しの場合の残余財産の1ヶ月以内贈与、収支相償の原則の取り入れ、公益認定（公益信託認可）の取消しについて必要取消事由と任意取消事由との区別等、類似のものも多く、公益法人制度がデファクトスタンダードとなって公益信託制度に反映しており、受託者の拡大、運用財産の多様化、公益目的事業（公益信託事務）の自由化・拡大は評価でき

る。しかしながら、公益信託のガバナンスは、現在存在する運営委員会等が任意機関化することにより脆弱となっていると思われ、その結果、公益信託そのもの及び委託者等の出捐者に対する税制優遇とが、公益法人のようなセットにならない制度となる恐れがある。なお、公益法人サイドから言えば、公益法人は公益信託の受託者たり得る、財団制度との制度間競争は、制度が同一のものに収束しつつあるのでどちらにメリットがあるかということもない、また、公益法人制度の問題点の改正の導火線となりうるかについては、收支相償原則の公益信託の適用に象徴されるように必ずしも期待できないのではないか、との見解が示された。

同報告に対し、次の意見及び質疑応答があった。

(平川監事) (法制審信託法部会委員) 審議会では、弁護士出身のある委員の方が緩やかな簡単な制度にすることが公益信託を盛んにすることだと考えておられる節があり、それにはガバナンスのための機関を置くことは使い勝手が悪いし、受託者と委託者を自由にすることが公益に資するという考えが根底にあるようだ。税制優遇を受けるにはガバナンスが大切だが、それを軽視する方向にあり、公益信託の認可を受けても、税制優遇を得るために、別途、税制適格認定公益信託というものが生まれるのではないかという予測が生まれている。

(雨宮理事長) 今まで、公益信託は金融機関である信託銀行が受託しているものは税の優遇がしっかりあったのに、それが誰でも設定できる、個人も受託できるという話に変わったときに、税の優遇とはリンクしませんというような話になっている。せっかくいい話があったのに、どんどん厳しい条件になっていることは悩ましいことである。

(岸本理事) 税制優遇がセットにならない恐れがあるという報告があつたが、公益法人サイドから見ると、受託者となつても税制優遇のメリットを提供できないという可能性があるということか。

(鈴木副理事長) そのとおり。改正案では現行制度の運営委員会を任意機関とし、委託者・受託者・信託管理人という三者構造しか考えていないので、ガバナンスが弱いと財務当局は考えるのではないか。法務省は財務省へ理解を求めていると言っているが、確約は得ていないと思う。受託者が個人でもよいということになると、公益法人が受託者となる場合でも、税制優遇が付くかどうかは相当危うい。

(太田理事) 公益信託でも税制適格要件は別に出ると思う。例えば運営委員会を設置する、委託者としての発言権を与えない形にする等、公益法人と同じようにガバナンスのしっかりした形で組織をつくれば認める、ということになると思う。

(鈴木副理事長) 公益法人の認定をとれば税制優遇を自動的に受けられるというようなことではなく、一体となっていないという意味である。

(岸本理事) スケジュール的には同時に取れるのか、審議は別に行われるのか。

(鈴木副理事長) 同時でないと意味がないが、公益信託法ができて、その後税制上の要件が出るということになるであろう。

(3) 税制改正の状況(鶴見常務理事)

報告によると、当協会では税制会計合同委員会にて5月17日、6月18日及び7月5日の3回の開催を経て要望書を作成し、7月17日に内閣府へ提出した。要望事項は、ストック税制3項目、フロー税制2項目、その他3項目である。内閣府のほか自民党政務調査会、公明党、立憲民主党、国民民主党へも要望書を提出した。その後、8月末に内閣府から平成31年度税制改正要望取りまとめが公表されたが、その中で、当協会は奨学金貸与事業に関する消費貸借契約書に係る印紙税非課税措置の恒久化を要望したが、1年単位の更新ということで盛り込まれた。10月以降に各党からのヒアリングが行われる予定であり、関係団体も含めて情報交換しながら対応する。

(4) 休眠預金をめぐる状況(鶴見常務理事)

報告によると、2018年1月施行された休眠預金活用法がいよいよ実行段階へ移る。2009年1月以降の10年以上取引のない預金を民間公益活動に活用されることがこの制度の主旨であるが、現在は、基本方針が決まり、指定活用団体の申請が10月1日から5日に受付されることとなった。現段階では4団体が名乗りを上げると言われており（経団連、日本財団、大阪連合、その他有志）、年度中に決定する見込みである。また、2019年度中に、指定活用団体の資金分配団体（公募）の決定が行われる予定である。当協会は、休眠預金未来構想プラットフォームの会議メンバーとして随時審議会に出席しており、今後も情報を共有することとしたい。

(5) 「マスコミ懇談会」の開催(鶴見常務理事)

前回は2016年に開催したが、今年は特に公益法人の制度改革10周年に当たりエポックな年である。10月18日14時から仏教伝道センタービルにて開催予定であり、各メディアを呼び、公益法人をめぐる検討課題等について活発な懇談会を行いたい。

(6) 29年度前受金の一部明細の特定について(鶴見常務理事)

報告によると、平成29年度決算において、収益の内容が特定できない前受金53万788円を計上したが、各事業で精査の結果、うち33万6,852円は機関誌広告に係る協賛収入と判明、また、残りの19万3,936円については、最終的にもっとも振り込み件数が多いセミナー収益の取扱いに係る差異であると結論づけ、前受金全額を平成30年度の事業収益へ振替処理を行うこととした。今後の課題として、まずは各事業収益の特定に係るワーカフローの見直し、協会内システムの改良、収納決済代行の導入を検討したいとのことであった。

同報告に対し、次の意見及び質疑応答があった。

(中田監事) 前回の決算前に53万円余の不明残があり、全額雑収益でよいだろうかと経理から打診があったが、金額が少し大きいこと、また何か分からぬものをそのままにしておくのはガバナンス上問題であるから、もう少し精査して欲しい、また、差額が生じる原因を把握しなくてはならないということで調査してもらった。ただ最終的には機関誌広告の部分は判明したが、残りの部分は会費や書籍販売ではないであろう、消極的にセミナー収入であろうということとしたが、推測でしかない。今回は仕方ないが、こういう差が19万何某あることは経理的に好ましくない。29年度には経理もプロパーの職員が入り、担当者とのコミュニケーション

も取れていると思うので、今後の健闘に期待したい。

(雨宮理事長) 会費のチェックがでてなかつた、お金を受け取ったのに注文された書籍を送つていなかつた、ということがあつたらどうしようと思っていたが、そういうことはなかつたので安心したが、これには毎月の締め、日々の締めをしっかりすることに尽きる。他所に代行してもらおうという話ではない。小さな組織なので、法人としては事務局間でコミュニケーションをしっかりと取るよう努める。

(鶴見常務理事) 本報告の説明に当たりいくつかの提案をしたが、あくまでもソリューションの提案であり、今後、実態に合わせ対応していく。

(高宮理事) 機関誌の協賛広告収益については、入金があつたが伝票を起こさずそのままになっていたということなのか。

(鶴見常務理事) 社内システムでは管理できず、担当者の目視確認で見落としてしまつた、ということである。

(高宮理事) 月締めで十分、確認できることだと思う。

(中田監事) 公益法人協会は小さな入金が多い。書籍1冊とか、会費数年分をまとめて払つてくるとか、会費とセミナー受講料を合算して入金されることもある。お金が入つてきていることは分かるが、分解するのが大変。担当者が分かれているので、自分のところの入金がどれなのかのチェックに時間がかかる構造となつてゐる。不明な入金残が、バレーボールコートの真ん中に落ちるボールのように出てくるのだと思う。一件一件、こまめにつぶすしかない。

(雨宮理事長) 当協会にとっては、非常に大きな問題であった。

(7) 法人管理(鈴木副理事長)

報告によると、本年度上期の状況等に関する社内コンプライアンス委員会を開催し、上期に特に問題は生じなかつた。また、本年度下期にかけては職員の研修を充実させること、特にパワハラについて公益法人ではスポーツ団体で問題になつており、厚労省が法律をつくる動きもあるので、それをフォローしたい。すでに就業規則に盛り込んであるが、規定をより実効性のあるものにするよう検討したい。情報漏えいについても新聞報道等がされており、小さな組織なのであまり規程の運用をガチガチに堅くすることも柔軟性に欠けるが、身の丈に合つたものに整備したいとのことであった。

(8) 平成30年6月以降の職務執行の状況

上記(7)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があつた。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)が鶴見常務理事、公2「支援・能力開発」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開)が鈴木副理事長及び鶴見常務理事、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長及び鈴木副理事長、「法人管理」(会員、社内システム、団体保険等)が鶴見常務理事であった。

(9) その他

○災害支援と変更認定申請について

次の質疑応答意見があつた。

(中田理事) 災害支援対応について、具体的にはどのような形で変更手続をしたのか。

(鶴見常務理事) これまで東北、熊本についてしか行っていなかったので西日本の豪雨災害支援について内閣府へ相談に行ったところ、担当官よりこういう災害はあってはいけないことだが、将来的にもありうることなので、1回1回変更届を出すのではなく今後甚大な災害が起った際には・・・という文言に変えた方がよいとの指導があった。

(田中理事) 協会の判断でやれるということか。

(鶴見常務理事) そのとおり。定款をいじるということではない。

(雨宮理事長) 3.11 の時にできたある法人は、認定申請時の事業内容に災害に対する支援寄附を書いていなかった。その場合、変更認定申請を出すのか、あるいはその他事業でやるのか、との相談を受けた。内閣府から言われたわけではなく、法人関係者(士業の人)から「その他事業」だと言われたようだった。定款で当然読めると思うが、結局、その法人は「その他事業」として変更認定申請を行ったようだ。公益目的事業ではないので税の優遇が受けられず、結果的に寄附者に対して税優遇がないのは非常にもったいない。

以上をもって議案の審議等を終了したので17時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成30年9月28日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監事 谷村 啓

監事 中田 ちづ子

監事 平川 純子